

検討状況報告書（原案）

地方独立行政法人市立秋田総合病院
病院建設検討委員会

目 次

1	市立秋田総合病院の概要	
	(1) 病院の概要	1
	(2) 沿革	2
2	建替の必要性	4
3	医療を取り巻く環境変化	
	(1) 国内の社会経済状況	6
	(2) 地域医療を取り巻く状況	8
4	将来患者数の予測（入院・外来）	10
5	市立秋田総合病院の将来構想	
	(1) 自治体病院の使命とは	12
	(2) 市立秋田総合病院の将来において果たす役割（方向性）	13
6	建替えの概略規模の検討および建替え適地の洗い出し	
	(1) 建替えの概略規模の検討	17
	(2) 建替え適地の洗い出し	19
7	事業規模（金額）、事業手法等	
	(1) 概算建設費	
	(2) 事業手法の整理	
	(3) 事業スケジュール	
	(4) その他	

別添資料

1 市立秋田総合病院の概要

(1) 病院の概要

市立秋田総合病院の土地及び施設面の現状（平成27年4月末現在）は、以下のようになっています。

①敷地・建物の状況

- ・敷地面積 15,433 m²
- ・延べ床面積 28,707 m²
 - 診療棟 B1～F3／延べ面積11,034 m²
 - 病棟 B1～F8／延べ面積17,568 m²
- ・建築面積の計 6,164 m²

②駐車場 計262台

外来用駐車場は、3か所に分散して262台分確保されていますが、外来診察時には、非常に混雑している状況にあります。

第1駐車場 138台（3,049 m²※敷地面積15,433 m²のうち）

第2駐車場 78台（2,169 m²）

第3駐車場 39台（1,050 m²）

身障者用駐車場 7台（正面ロータリー）

③病床 計458床

一般病床は、376床あり、個室が31床、多床室が2床室62室、3床室7室、4床室5室、6床室30室、ICU（6床）で、結核病床は22床、精神病床は60床あります。その他、人工透析用ベッドが25台あります。

④診療科目

診療科目は、以下の26科が設置されています。

呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、血液・腎臓内科、糖尿病・代謝内科、外科、心臓血管外科、脳神経外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、救急科、歯科口腔外科、麻酔科、総合診療科（院内標榜）

また、現状の職員数は、正職員で医師67名、看護師334名、薬剤師17名、

技師57名、その他職員31名、正職員計506名、嘱託・臨時・パート職員等
が276名で合計782名勤務しています。

⑤救急

小児・一般救急（365日、24時間対応）

24年度18,247人、25年度22,922人、26年度22,998人

⑥患者数等

平成24年度 入院患者133,792人 1人一日あたり単価46,002円

外来患者302,345人 1人一日あたり単価 8,877円

平成25年度 入院患者126,587人 1人一日あたり単価47,405円

外来患者306,047人 1人一日あたり単価 9,199円

⑦財務概要

平成25年度決算数値をみると、医業収益が9,141百万円で経常利益429
百万円（経常利益率4.7%）となっています。

⑧指定・承認

当院では、以下の指定等を受けて業務を行っています。

救急告示医療機関、基幹型臨床研修指定病院、協力型臨床研修指定病院、外国医
師臨床修練指定病院、秋田県肝疾患診療連携拠点病院、秋田県がん診療連携推進
病院、病院機能評価認定病院、一般病棟入院基本料7：1、特定集中治療室管理
料、入院時食事療養（I）

(2) 沿革

当院は、87年の歴史を有する病院であり、以下にその沿革を記載しますが、昭
和3年には伝染病院として、当時は郊外であった現在地に開院しています。

以来、昭和30年には結核病棟を、昭和39年には精神病棟を設置するなど一貫
して地域の政策医療を担ってきました。

秋田市では、秋田国体に合わせ、スポーツゾーン、官公庁ゾーンといった都市計
画を実施した結果、昭和36・37年に県庁、市役所が当院の北1kmの場所に移
転することになり、当院は、にわかに市の中心部に位置することになります。

その後、市民ニーズに合わせる形で診療科等を増設し、規模も拡張され、地域の
中核病院として現在に至っています。

昭和 2年12月 秋田市社会事業の一施設「市立秋田診療所」診療開始（旧下長町21番地：通称石橋小路）

昭和 3年10月 伝染病院竣工 「市立上野病院」と命名（川尻：現在地 病床41床）

昭和29年 6月 市立秋田病院 設置届出

昭和30年 3月 結核病棟（病床50床）・放射線棟を新築

昭和30年 4月 秋田診療所を市立秋田病院へ統合

昭和39年 4月 精神病棟完成（70床）

昭和39年 6月 救急告示医療機関の指定を受ける

昭和52年 1月 市立秋田総合病院割山分院開設

昭和59年 6月 市立秋田総合病院改築竣工

昭和59年 8月 病棟工事に着工（第二期工事）

昭和59年10月 市立秋田総合病院全面改築完成／割山分院廃止

昭和59年12月 新病院竣工祝賀会举行

昭和63年 5月 バイオクリーン手術室新設

平成 5年 1月 バイオクリーン手術室新設／第一・第三土曜日の外来診療を休止

平成 7年 4月 老人性痴呆センター新設／院外処方始める

平成11年 6月 オーダリングシステム導入／増築及び一部改修工事着工

平成12年12月 増築及び一部改修工事竣工

平成13年 1月 結核病棟60床から46床に変更

平成13年 4月 脳神経外科及び心臓血管外科の開設／ICUの新設

平成15年10月 単独型臨床研修病院の指定を受ける

平成16年 1月 地域医療連携室を設置

平成16年 2月 女性外来を開設

平成16年 3月 老人性痴呆疾患センター廃止

平成16年 4月 医療安全推進室及び診療情報室を設置

平成17年 1月 一般病床410床から376床に、結核病床46床から32床に変更

平成17年 4月 超音波センターおよび内視鏡センターを開設

平成17年 4月 給食業務を外部委託

平成17年 4月 診療材料在庫管理システム（SPD）の導入

平成17年 9月 日本医療機能評価機構の認定を受ける

平成18年 4月 臨床工学室を新設

平成18年 5月 セカンドオピニオン外来を開設

平成18年 7月 禁煙外来を開設

平成18年 8月 外来化学療法室を新設

平成19年 2月 オーダリングシステムを更新

平成19年 2月 電話予約センターを設置

平成19年 4月 救急診療部を新設（ICU、救急、手術室、臨床工学室）／がん治療支援・緩和ケアチームを新設／透析センターを新設

平成19年 8月 結核病床32床から22床に変更

平成20年 3月 ウイルス性肝炎外来を開設

平成20年 4月 中央監視業務を完全外部委託

平成20年 7月 入院医療費にDPC（包括支払制度）を導入

平成20年 7月 肝疾患診療連携拠点病院に指定

平成20年 7月 メディネットシステム（院内大型ディスプレイ）による院内広報開始

平成21年 4月 標榜診療科目を20科から23科に変更（病理診断科、臨床検査科、救急科を標榜）

平成21年 4月 肝疾患相談センターを新設／がん治療支援診療部を新設（緩和ケアチーム、外来化学療法室、がん相談支援センター、がん登録室）／卒後臨床研修センターを新設

平成22年 3月 秋田県がん診療連携推進病院に指定

平成22年 4月 感染管理室を新設

平成22年 7月 128列マルチスライスCTを導入

平成22年10月 第49回全国自治体病院学会を開催（当院が学会事務局）

平成23年10月 標榜診療科目を23科から24科に変更（乳腺・内分泌外科を標榜）

平成24年 9月 小児科および耳鼻咽喉科救急外来を設置

平成24年10月 創立85周年記念病院祭を開催

平成25年 4月 標榜診療科目を24科から25科に変更（糖尿病・代謝内科を標榜）

平成26年 4月 平成26年4月 地方独立行政法人へ移行

平成26年 4月 標榜診療科目を25科から26科に変更（総合診療科を院内標榜）

平成27年 3月 電子カルテシステム導入

2 建替えの必要性

当院の建替えの必要性を以下に記載します。

(1) 耐用年数が近づいています。

現在の当院は、昭和59年に竣工し、すでに建築後30年以上が経過しており、耐用年数（税法上の減価償却年数39年）からみても、建替えの検討が必要な時期にきています。

一般に、自治体病院の建替えの場合、基本構想、基本設計、実施設計で3年、建設工事で2～3年が必要であり、用地取得の手続き期間が不要な場合でも、本年度を含めて最短で6年から7年はかかります。

本年度から検討しても、病院ができるのは、早くても平成32～33年度と考えられますので、その頃には、現在の病院は耐用年数(39年)を終えるころになります。

(2) 病院施設・設備の老朽化・陳腐化により様々な不具合が生じています。

いくつか例示すると、まず、第1に患者サービスの観点では、病室が狭く、1室6床の多床室が多いうえ、現行の病室の面積基準に合致していないことなどから、プライバシー保持が十分できないこと、きめ細かな空調管理ができないため、夏季、冬季を中心に暑い、寒いといった苦情が後を絶たないこと。トイレも狭く、車椅子での利用に向かないなど患者さんのアメニティが十分確保されていないことが挙げられ、早期に改善を図る必要があります。

第2に、医療の高度化、専門化に伴う診療機器の設置スペース等が十分に確保できないことも生じており、更なる医療の充実のためには、より多くのスペースや機能的な施設整備が望まれます。

第3に施設設備そのものについても、各所で老朽化が見られ、漏水などを始めとする不具合が頻繁に生じている状況にあります。現状施設において、その根本的な改善を行うことが困難又は改修の費用が多額になると見込まれる箇所が多数見受けられる状況になっています。

第4に職員の執務室、会議室等も狭い、少ない等により、円滑かつ効率的な業務執行への妨げになっています。

(3) 高齢化の進展等へ早期の対応が必要です。

「高齢化の進展等に伴う疾病構造の変化などを踏まえ、良質な医療を効率的に提供する体制を確立するため、入院医療を提供する体制の整備、医療における情報提供の推進及び医療従事者の資質の向上を図る。」として、平成13年3月に第4次医

療法改正が行われました。

その際、一般病床の基準も病床面積、廊下幅も当院建設当時の基準（病床面積4.3m、廊下幅：片廊下1.2m、中廊下1.6m）の約1.5倍である病床面積6.4㎡以上、廊下幅：片廊下1.8m、中廊下2.1mになっています。

当院も高齢化の進展等に応えるため、できるだけ早期に当該基準を満たし、良質な医療を効率的に提供できる体制の整備を進めることが必要です。

(4) 医療提供体制改革への対応が必要になります。

国は、後期高齢者の増加による入院需要の増加に対し、病床数を増やさずに、病床機能と患者属性を対応させることによる効率化等で対応することとしています。

そのため、今後、病院・病床の機能分化と連携強化などを目的とする医療提供体制改革が行われます。具体的には、都道府県が主体となる病院再編として、2次医療圏等毎の各医療機能の将来の必要量を含め、地域にふさわしい医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療構想（ビジョン）が平成27・28年度に策定される予定となっています。

当院が病床を再編する場合、例えば、一般病床から一部を地域包括ケア病棟1にするようなケースでは、1人あたりの病床面積を6.4㎡（当院建設時の基準4.3㎡）以上にすることが必要であることなどから、大幅な改修が必要となりますが、現在の病院施設を大幅に改修しても、耐用年数が迫っている等の関係で費用対効果を考えると得策ではありません。

今後は、病床再編の時期も考慮に入れて、病院の建替えを考える必要もあります。

3 医療を取り巻く環境変化

(1) 国内の社会経済状況

国内の社会経済状況をみると、少子高齢化の進展、経済成長の鈍化、社会保障給付の増加、財政赤字の拡大などの各種の環境変化が生じています。

中でも、病院業界にとって影響の大きいと思われるのは、「団塊の世代」がすべて75歳以上の後期高齢者になる、いわゆる2025年問題です。この頃には75歳以上人口の大幅な増加により、医療・介護ニーズが現在と比べて飛躍的に伸び、社会保障給付が急激に増大すると見込まれています。

一方では生産年齢人口が減少し、税や社会保険料といった形で国民負担の増大が見込まれており、国内総生産の伸びおよび現役世代の負担能力の伸びを上回って増加する見通しとなっています。

わが国の社会保障制度は、保険方式をとりながらも、公費負担に相当程度依存しており、昨今の高齢者医療・介護給付費の増加に伴う負担増のほどんどが公費負担の増加により賄われている状況にあります。

しかし、その財源が確保されていないことから、給付と負担のバランスが崩れており、現在の高齢者が医療・介護の給付をうける負担を将来世代に先送りしている状況にあります。

①少子高齢化の進展

ア) 高齢化による医療・介護費の増加と少子化による負担力の低下

65歳以上人口：23.0%（2010年）⇒30.3%（2025年）⇒36.1%（2040年）

15-64歳人口：63.8%（2010年）⇒58.7%（2025年）⇒53.9%（2040年）

75歳以上人口：11.1%（2010年）⇒18.1%（2025年）⇒20.7%（2040年）

【75歳以上の1人当たり国民医療費、介護給付費の状況】

75歳以上の1人当たり医療費・介護費は、65-74歳人口に比べて一人当たりの医療費が約1.6倍、介護費が約9.2倍と非常に高く、これを国庫負担でみると、医療で約3.8倍、介護で約9.4倍と大きく増加します。

	人口・全人口に占める割合			1人当たり国民医療費 (2011)		1人当たり介護給付費 (2012)	
	2010年	2025年	2040年	医療費	国庫負担	給付費	国庫負担
65～74歳	15,286千人 11.9%	14,788千人 12.3%	16,448千人 15.3%	55.3万円	8.5万円	5.0万円	1.4万円
75歳以上	14,194千人 11.1%	21,786千人 18.1%	22,230千人 20.7%	89.2万円	32.6万円	46.1万円	13.1万円

※人口は、社会保障・人口問題研究所資料による。

※1人当たりの国民医療費および介護給付費は、財務省主計局作成資料「社会保障」（2015年4月27日）による。

イ) 後期高齢者の増加に伴う医療ニーズの変化への対応

- ・ 全身的な疾患の増加
- ・ 入院医療の増加
- ・ 認知症の増加
- ・ 終末期医療のあり方の変化（「延命」から「痛みの緩和」へ）
- ・ 医療、介護、生活（居住）一体化の必要
- ・ 救急需要（特に軽症）の増大

ウ) 社会保障費の増加と公的債務の増加

1990年に47.2兆円だった社会保障給付費が2010年には、104.7兆円と2倍以上に増加しています。社会保障費の財源割合をみると、**被保険者負担**が1990年の28%から2010年も28%と横ばい（金額ベースでは18.5兆円⇒30.3兆円）、**事業主負担**は32%から26%に下がっている（金額ベースでは21.0兆円⇒28.1兆円）のに対し、**公費負担**が25%から37%に急増しています。（金額ベースでは、16.2兆円⇒40.8兆円）

社会保障費の増加分を公費で賄っている姿がみえます。

エ) 財政再建の必要性

わが国の財政収支をみると、歳出は一貫して伸び続ける一方で、歳入の大宗を占める税収は1990年度をピークに減少、あるいは伸び悩みの状況にあります。

何年もの間、歳出と税収の差を公債金（建設公債・特例公債＝公的債務）で埋め合わせしていますが、このところ特例公債の発行額が際立って大きくなっています。

2015年度の一般会計歳入歳出96.3兆円の内訳をみると、歳入では、公債費36.9兆円、38.3%と毎年度の予算の約4割を借金で賄っており、歳出の内訳をみると、社会保障が31.5兆円（32.7%）、国債費が23.5兆円（24.3%）、地方交付税交付金が15.5兆円（16.1%）と、この3経費で73.1%を占めており、国が政策的に活用できる予算が非常に限られてきているのがわかります。

公債金収入36.9兆円から債務償還費（元金支払額）13.3兆円を差し引いた財政収支は△23.6兆円となっており、利払費等10.1兆円を考慮した基礎的財政収支（プライマリーバランス）でも△13.4兆円の不足が生じています。この不足分は、将来世代に負担を先送りしていることとなります。

このように、わが国の財政状況は極めて悪化しており、早期に改善をしないと、少子化している中で、将来世代に大きな負の遺産を残すことは明白です。

(2) 地域医療を取り巻く状況

国内の社会経済環境の変化を背景に、昨年の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」に基づき、2025年を目標年次とする医療・介護分野の改革が行われようとしています。

医療改革の具体的な動きとして、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定することとされました。

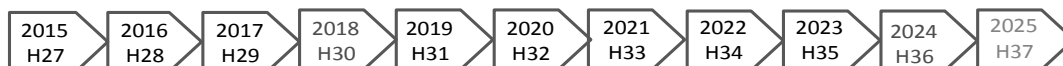
「地域医療構想」においては、各構想地域（原則2次医療圏）の2025年における病床機能毎の医療需要と病床の必要量および目指すべき医療提供体制とそれを実現するための施策について定めることとされており、その策定の過程において「地域医療構想調整会議」で各種の議論・調整が行われることとなっています。

なお、当該「地域医療構想」の策定については、法律上は平成30年3月までとなっていますが、平成28年半ば頃までの策定が望ましいとされていることから、実際にはその時期までには策定される見通しです。

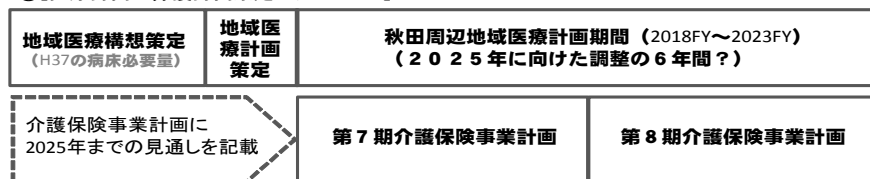
地域医療構想が策定されると、これに基づいた地域医療計画が策定されることとなりますが、計画期間は介護保険事業計画等と整合性を図るため、平成30年度から35年度となっています。この中で、2025年（平成37年度）を見通した医療体制の整備に向けた各種調整が本格的に行われるものと考えられます。

また、自治体病院には、これとは別に「新公立病院改革ガイドライン」に基づき、地域医療構想を踏まえた病院の将来像を明確にすることを要件とする「新公立病院改革プラン」の策定が平成27年度又は28年度に求められています。

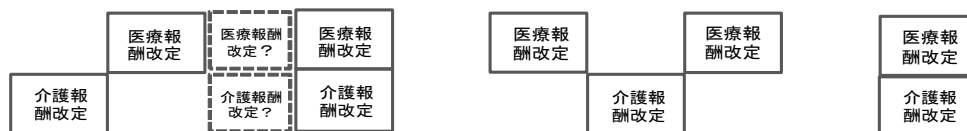
地域医療構想等のスケジュールと当院建設検討スケジュール



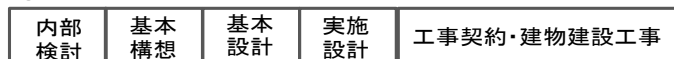
①【医療計画&介護計画策定スケジュール】



②【報酬改定スケジュール】

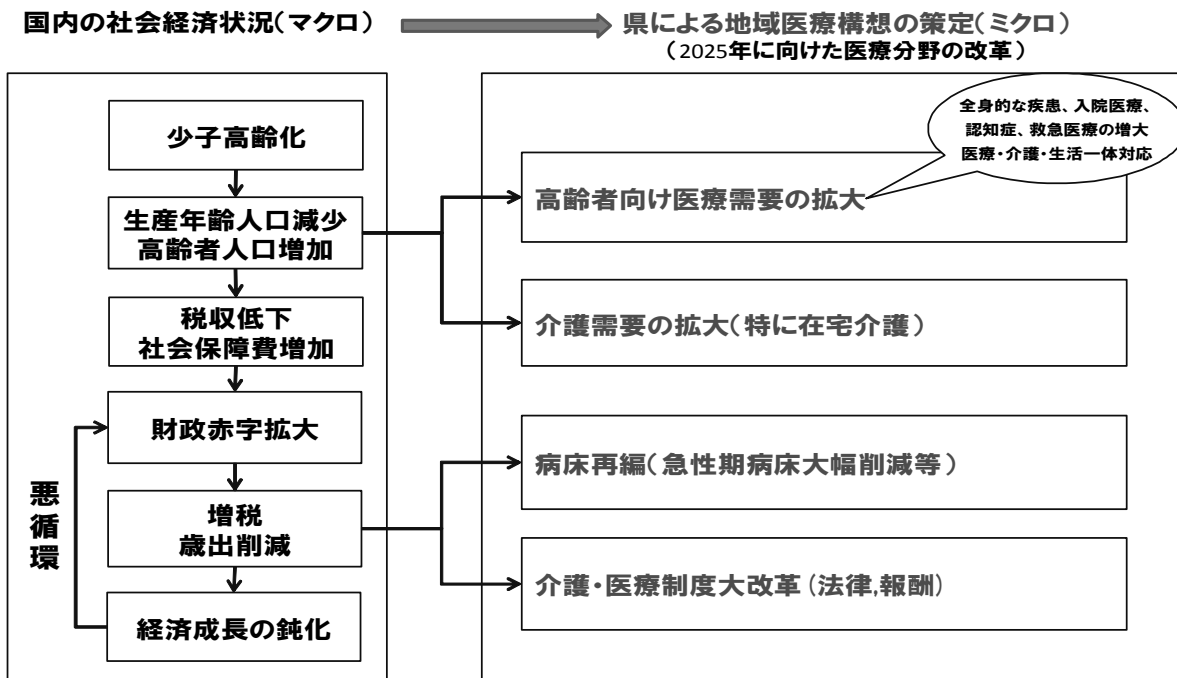


③【新病院建設に向けた最短スケジュール(想定)】

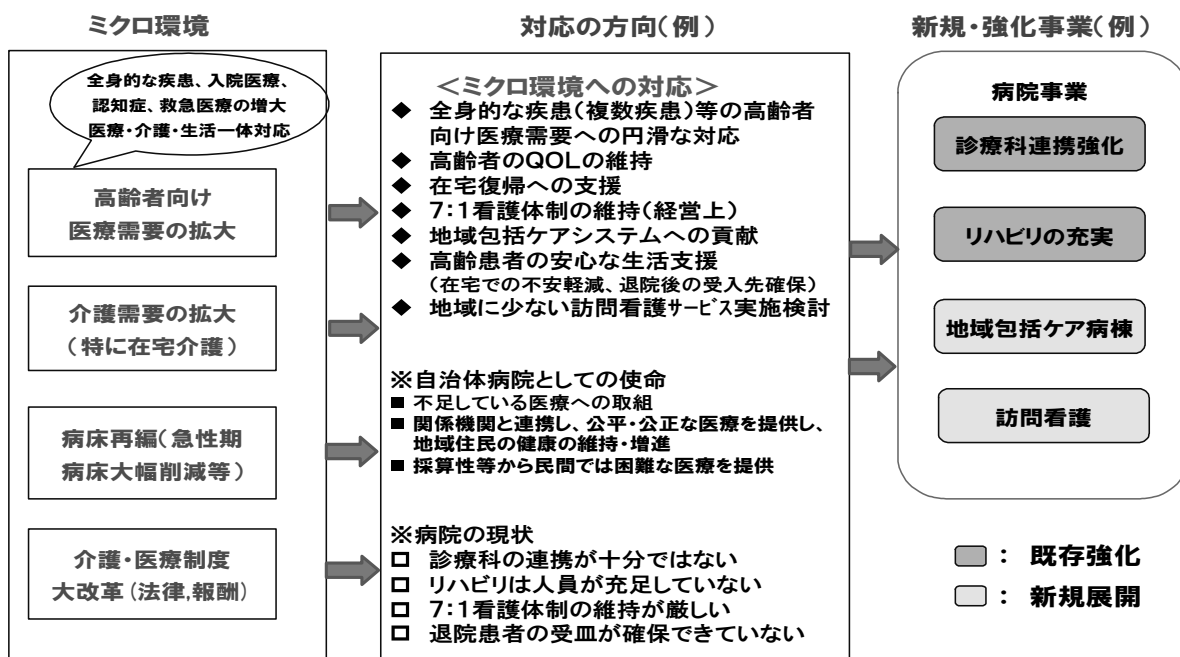


今後の検討に資するため、参考までに当院を取り巻く環境変化の図とそれへの対応例を掲げておきます。

当院を取り巻く環境変化



環境変化への対応(検討例)



4 将来患者数の予測（入院・外来）

新病院の建設を検討するには、今後、当院をどのような病院として運営していくかを明らかにする必要があります。すなわち、長期展望に立った将来の構想を描く必要があります。

そのためには、地域における将来の患者動向＝医療需要（概ね40年後まで）を概観することが不可欠です。

当院は、2次医療圏として秋田周辺医療圏に位置づけられていますが、患者さんは、外来で9割弱、入院で8割強と、ほとんどが秋田市内から来院しています。（参照 別添1-1および1-2）

このことから当院は、いわゆる地域型の急性期病院であることがわかります。そこで、患者の将来推計にあたり、秋田市の将来人口に年齢区分ごとの当院への受療率を掛けて将来の患者数を推計することとします。（※1）

秋田市の将来人口については、2040年までを国立社会保障・人口問題研究所策定の『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月中位推計）』（※2）による本市将来人口数値を採用し、その後2055年までの推計にあたっては、同研究所で使用している2035年から2040年の5年間における男女別の生存率、純移動率および2040年における子ども女性比の数値を用いて、経営企画部が独自に算出しました。

新病院建設後の経過年数と将来の年次との対比の目安として、2025年は新病院建設当初、2040年は建設後耐用年数の中ほど、2055年はそろそろ再度建替えの検討が必要な時点に該当します。

<将来人口の概要>（詳細：別添2-1）

将来人口については、2015年と比べ2025年、2040年、2055年でそれぞれ27,098人（8.7%）減、77,060人（24.7%）減、131,192人（42.0%）減と大幅に減少し、将来に向かって減少幅が拡大しています。

年齢構成では、生産年齢人口の減少、高齢人口の増加が著しく、高齢人口の増加のほとんどが75歳以上人口の増加によるものとなっています。

2015年時点で14.5%だった75歳以上人口が、2025年で20.1%、2040年で26.2%、2055年では31.5%まで上昇します。

＜将来の外来患者の概要＞（詳細：別添2-2）

外来患者については、2015年と比べ2025年、2040年、2055年でそれぞれ581人（0.2%）減、35,246人（11.5%）減、87,864人（28.8%）減と大幅に減少していますが、人口の減少ほどには大きな減少ではありません。

年齢構成では、75歳以上人口が増加するものの、他の年代は軒並み大幅な減少となっています。

2015年時点で30.9%だった75歳以上人口が、2025年で38.6%、2040年で44.6%、2055年では51.2%になっています。

＜将来の入院患者の概要＞（詳細：別添2-3）

入院患者については、2015年と比べ2025年、2040年、2055年でそれぞれ6,368人（4.9%）増、622人（0.5%）増、21,419人（16.5%）減となっています。

推計値は、平成25年度の在院日数をベースに計算されていますが、在院日数が短くなっているトレンドを踏まえると、入院患者数はこの数値よりも少なめに考えた方が良いかもしれません。いずれにせよ、高齢化の進展（団塊の世代の高齢化）とともに、入院患者は一時的に増えるものの、団塊の世代が75歳以上になる2025年頃をピークにその後は減少します。（5年毎の推計では、2030年が136,759人でピークとなる）

年齢構成では、75歳以上人口が増加するものの、外来と同様、他の年代は軒並み大幅な減少となっています。

2015年時点で41.4%だった75歳以上人口が、2025年で49.8%、2040年で57.6%、2055年では63.9%になっています。入院患者の大部分が75歳以上の年齢になることを前提に当院の将来構想を考える必要があります。

（※1）27・28年度で、県が主体となって地域医療構想が策定される予定だが、その中で、構想区域（2次医療圏）における高度急性期機能、急性期機能、回復期機能、慢性期機能に区分される医療機能毎の2025年時点の医療需要をDPCデータとNDBのレセプトデータを元に算出し、それを病床稼働率で割り戻して、病床の必要量を推計することとなっている。

現時点では、その病床機能別の必要量が不明なため、上記のような推計で患者需要を概観しようとするもの。

（※2）同推計人口については、平成27年3月に公表された地域医療構想ガイドラインにおいて、「地域医療構想の策定及び実現に必要な情報（データ）」として採用されている。

5 市立秋田総合病院の将来構想

ここで、当院の将来の方向を検討する際に、市立病院としての使命といった、当院の存在の原点に一度立ち返って考えてみたいと思います。

まず、自治体病院の使命とはなんでしょうか？

いろいろな定義があるかと思いますが、代表として、全国自治体開設者協議会および全国自治体病院協議会、公立病院改革ガイドラインの記載から抽出してみました。

(1) 自治体病院の使命とは

- ・「自治体病院は、その地域に不足している医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関等との連携を図りながら、公平・公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持・増進を図り、地域の発展に貢献することを使命としております。」（全国自治体病院開設者協議会の2008年定時総会決議文）
- ・「自治体病院は、都市部からへき地に至るさまざまな地域において、行政機関、医療機関、介護施設等と連携し、地域に必要な医療を公平・公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することを使命とする。」
（全国自治体病院協議会の2013年倫理綱領）
- ・「公立病院をはじめとする公的医療機関の果たすべき役割は、端的に言えば、地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供すること」（公立病院改革ガイドライン2007年）

※上記から、自治体病院の使命は以下のように要約できます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 地域に不足している医療に積極的に取り組む・ 関係機関と連携し、公平・公正な医療を提供し、住民の健康の維持・増進を図り、地域の発展に貢献する・ 採算性の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供する |
|---|

では、当院が自治体病院としての使命を果たしているのかをみてみます。

【当院の沿革からみると】

当院は、設立当初からの「伝染病院」運営を嚆矢に、「結核病棟」「精神病棟」を設置するなど、一貫して地域の採算性の悪い政策医療を担ってきました。

現在では、精神、結核はもとより一般救急、小児救急などの政策医療を始め、臨床研修医の研修受入や市内初の病時保育、市民の健康のための各種講座なども行っています。

このように、当院はこれまで自治体病院として使命を果たしてきたといえるでしょう。

【市が定めた中期目標から見ると】

地方独立行政法人になった際に、秋田市が定めた中期目標（平成26～30年度）では、「市立病院は、市民の多様なニーズに応え、総合的かつ高度な医療を提供する地域の中核的な公的医療機関の役割を果たし、これまで以上に市民に信頼される病院として、良質で安全な医療を提供し続けるものとする。このことにより、本市の目指す「市民が健やかな心身を保ちながら健康で安全安心に暮らせるまち」の実現に向け、市民の健康の維持および増進に寄与することを強く求めるものである。」と記載されています。

特に、「公的医療機関の役割を果たし」「市民が健やかな心身を保ちながら健康で安全安心に暮らせるまち」の実現に向け、市民の健康の維持および増進に寄与するという、自治体病院の「使命」にかかることを具体的に期待されているのがわかります。

※以上のように、過去も現在も近い将来においても、当院は自治体病院としての使命を果たし、また果たすことが期待されていることがわかります。病院の建替えにあたっては、今後とも自治体病院としての使命を果たすことが必要であり、それが当院の存在意義であるといえます。

(2) 市立秋田総合病院の将来において果たす役割（方向性）

①市立秋田総合病院の中期的な事業の方向性

地方独立行政法人への移行に伴い、当院が策定した中期計画（平成26～30年度）に、平成30年度までの事業の方向性が示されています。

詳細は中期計画を参照していただくこととしますが、計画の前段で「地方独立行政法人制度の持つ自律性や柔軟性を最大限発揮し、効率的な業務運営を行うとともに、地域の中核的な公的医療機関として、がん診療をはじめとした高度・専門医療や救急医療、小児・周産期医療など、地域に必要な医療を継続的に提供することにより、市民の健康の維持および増進に努めます。」としています。

また、同計画の第2「市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標」においても、「地域における中核的な公的医療機関として、市民の多様なニーズに応え、市民の健康の維持および増進に寄与するため、医療機器の整備等により、がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神疾患の5疾病に対応する医療や救急医療などを提供します。」としており、具体的には、(1) 高度・専門医療の提供（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病への対応）、(2) 救急医療の提供、(3) 採算性が低い医療の提供（結核医療、精神医療）(4) 検診体制の充実 (5) 医療安全対策の強化 (6) 女性と子どもに優しい病院づくり (7) 高齢者に配慮した医療の充実 (8) 患者の視点に立った医療の実施が記載されています。

②秋田周辺医療圏における位置づけ（地域医療における当院の中期的位置づけ）

秋田県が策定した「秋田県医療保健福祉計画」（平成25年度から平成29年度）の5カ年の計画において、秋田市は、秋田周辺医療圏（秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）に属します。

地域医療における位置づけを、同計画における当院の掲載箇所からみてみます。
（記載箇所）

第2章「いつでもどこでも受けられる医療体制づくり」の疾病・事業ごとの対策

- 1 **がん** **がん診療連携拠点病院の県指定**（他に⇒県拠点病院：秋大附属、地域拠点病院：日赤、厚生医療、県指定：中通）
- 5 **精神疾患** **身体合併症**（他に⇒身体合併症：秋大附属、専門医療：リハセン、医療療育センター）
- 6 **救急医療** (1) **初期救急医療体制**（小児科救急）（他に⇒秋田市医師会で眼科）
(2) **二次救急医療体制**：圏域救急告示病院（他に⇒秋大附属、脳研、男鹿みなど、日赤、厚生医療、中通、藤原記念）
※三次救急医療体制：日赤＜救急救命センター、総合周産期母子医療センター、精神病センター＞、脳研、秋大附属
- 7 **災害時における医療** **DMA T指定病院**（他に⇒秋大附属(2)、脳研(2)、日赤(1)、厚生医療(2)）
- 10 **小児医療** 市立秋田総合病院では小児科医が平日は24時間、休日は9時30分から22時30分まで常駐して初期診療にあたっています。（初期救急医療体制再掲）

病名	平成27年3月末現在										
	災害拠点病院	救命救急センター	へき地医療拠点病院	地域医療支援病院	がん診療連携拠点病院等	周産期医療拠点病院	療育医療拠点病院	エイズ治療拠点病院	認知症医療センター	肝疾患診療連携拠点病院	該当
秋田赤十字病院	○	○		○	○	○		○			6
秋大医学附属病院	○				○		○(歯)	○		○(県)	5
県立血管形成センター (県成人病医療)	○	○(脳)		○							2
県立医療療育センター							○				1
秋田県立医療センター	○				○						2
中通病院					○(県)						1
県立リハビリセンター									○		1
男鹿市立市民病院			○								1
市立秋田総合病院					○(県)					○(県)	2
拠点病院の数	4	3	1	2	5	3	6	4	1	2	23

③市立秋田総合病院の超長期的な事業の方向性（建築寿命に沿った超長期の検討）

これから新病院を建設し、その中で病院事業を展開しようとするわけですから、理屈上は、新病院の建築寿命に沿った形の超長期スパンでの事業展開を明確に描いたうえで、将来の方向性を定める必要があることとなります。

しかしながら、20年後、30年後の事業を明確に描き、その方向性を決めるのは極めて困難であり現実的ではありませんので、通常行われているように10年程度先を明確に見据えたうえで、何年か後に見直して行く形で、長期の事業を展開することとします。

具体的には、当面の10年先を当院としても独自に検討しつつ、県の「地域医療構想」策定に主体的にかかわることにより、納得できる内容で「地域医療構想」が策定されるよう最大限努力することが重要だと考えます。

そのうえで、「地域医療構想」で定めた2025年の各機能毎の必要量に対し、不足している機能があり、その充足が進まない場合には、先にみた「自治体病院としての使命」（・地域に不足している医療に積極的に取り組む、・関係機関と連携し、公平・公正な医療を提供し、住民の健康の維持・増進を図り、地域の発展に貢献する、・採算性の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供する）に基づき、積極的にその機能の充足に取り組むよう検討する形で10年先の当院のありようを定めていく必要があります。

当院独自の検討に資するように、先に、3. 医療を取り巻く環境変化と4. 将来患者数の予測（入院・外来）としてまとめ、環境変化への対応例なども示しました。

※なお、今回の「地域医療構想」の手法については、今後のスタンダードになるものと考えられます。すなわち、データに基づき将来の患者ニーズを定量化・細分化し、それに効率的に対応する形で医療側の供給体制を整えます。その際、地元関係者での調整を第一義としつつ、整わない場合は、公的医療機関がそれを担うように県が指示を行い、指示にしたがわない場合は一定のペナルティを課します。（これらは、公的病院としては、非常に厳しいように感じますが、そもそもの使命という観点からは妥当性の高いものといわざるを得ません。）

④当院内部での意見

- 5 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）5 事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む）、在宅医療といった、地域医療計画に記載が必要とされる疾病・事業に対し、当院の強み弱みを踏まえた上で、これまでどおり積極的に取り組むべきである。
- すでに地域医療計画において、拠点病院等として位置づけられているなど、当院が強みを有していると位置づけられている診療機能については強化することを検討すべきである。
- 認知症患者の増加に対しては、診療体制を強化するとともに、他の医療施設や

介護施設との連携を強化することが必要である。

- 救急需要（特に軽症）の増大が想定されるが、地域における受け皿が不足することが懸念される。当院は地域での受け皿となり、市民生活の安全・安心に積極的に応えるべきである。
 - 全身的な疾患の患者が増加することから、診療科横断的な総合診療機能を強化する必要がある。
 - 患者数が減少しているが、結核病棟を有するのは当院の特色である。それを強みに転換するために、感染症に強い病棟を考えてはどうか。（昨今、鳥インフルエンザやエボラ出血熱等の感染症の流行が危惧されているのが背景）
 - 回復期を担う機能が地域に不足しているのであれば、その機能の一端を担うことを積極的に検討する必要がある。具体的には、地域包括病棟について具体的な検討をすべきである。
- この場合、リハビリ体制の充実や回復後の受け入れ先となる病院や介護施設等との連携を強化することが必要となる。
- リハビリについては、上記以外にも、患者の高齢化が進むにつれて、ADLの維持・向上を図る観点から365日リハビリなどの検討も必要である。
 - 訪問看護や訪問介護、訪問リハビリといったように当院で患者を受け入れるだけでなく、介護施設や在宅での患者が安心して地域で生活ができるよう、当院外で患者を診るという視点も必要である。
 - 人間ドックや各種健康診断など病気の予防や早期発見につながる事業に力を入れるべきである。
 - 生活習慣病の予防などのため、各種健康講座を他の機関と協力しながら積極的に開催することも必要である。

6 建替えの概略規模の検討および建替え適地の洗い出し

(1) 建替えの概略規模の検討

来年度以降、病院建替えに係る基本構想の策定事業を専門家への委託事業として実施する予定であり、新病院建設のより詳細な規模については、その中で、病棟、外来、薬剤・物品管理等々の各部門計画の積み上げによる検討を行うこととなります。

今年度は、新病院の建替え適地等の検討を行うためのフレームとなる概略規模について、病院の規模にもっとも影響を与えると考えられる入院患者の見通しなどを参考にしながら、その検討を行うこととします。

人口推計をベースに算出した入院患者推計では、2015年で130千人が2025年に136千人（5%増）、2040年に130千人（2015とほぼ同じ）、2055年に108千人（17%減）というように、新病院建設当初に患者数の増加（現在より約5%増）するものの、概ね建築後15年ころには、現在と同等の患者数になり、その後は急速に患者数が減少すると見込まれます。

また、当院の現在の病床利用率は一般病床で約80%、全体で76%にとどまっています。これは、現行では多床室が多いことなどにより、病床すべてを活用することが難しいといったことなども背景にあります。秋田市内の総合病院でも病床利用率が90%を超える病院はあります。

新病院では、個室の率が多くなるなど、活用のしやすい病床となっていると考えられることに加え、将来、患者数の減少が予想されるわけですから、患者数が多いときは可能な限り病床利用率を上げて対応し、将来の患者数減少を見据えた病床数にすべきと考えます。また、在院日数が短縮されてきているトレンドや秋田周辺医療圏において、病床数が過剰であるといったことをも考慮すると、以下の計算を踏まえて、最低でも400床（病床利用率を90%にした場合の必要病床）程度にはダウンサイジングすべきかもしれません。

【必要病床数の計算】：当院の将来の将来の必要病床数を計算する際、病床利用率90%を中心にその前後5ポイント、すなわち病床利用率85%で計算したときの必要病床数を最大、病床利用率95%を最小病床数と設定します。

平成25年度の1日当り入院患者数は $458\text{床} \times 0.757 = \mathbf{347\text{人}} / \text{日}$

将来の1日当り入院患者数は、先の患者数予想から、各年で次のようになります。

2025年では、 $347人 \times 1.05 = 365人 / 日$

2040年では、 $347人 \times 1.00 = 347人 / 日$

2055年では、 $347人 \times 0.83 = 288人 / 日$

これらから必要病床数を計算すると、病床利用率90%では、2025年**406床**、2040年386床、2055年320床となります。同様に95%では、それぞれ**385床**、365床、303床となり、85%では、**430床**、408床、339床となります。

計算例：病床利用率90%の場合

2025年必要病床数： $365人 \div 0.9 = 406床$
2040年必要病床数： $347人 \div 0.9 = 386床$
2055年必要病少数： $288人 \div 0.9 = 320床$

現在、当院は458床で延べ床面積が28,707㎡あり、一床あたり面積は62.7㎡ですが、最近の病院建設では、400床～500床規模の病院について、一床あたり面積が約80㎡が一つの目安であるといわれています。実際、最近建設された病院は80㎡以上の面積であることが多くなっています。

一方、独立行政法人福祉医療機構（WAM）がこれまで病院建設の融資額の算定に用いていた標準建築面積によると、大学病院や臨床研修指定病院等で1床当り70㎡となっています。これでも当院の現状と比べると1割以上広がりますので、無理のない広さと考えられます。

病院建設には多額の資金が必要ですが、過大な建設費はその後の病院経営の大きな重荷になりますので、建設規模については、単に最近のトレンドが1床あたり80㎡だというような決め方ではなく、できるだけコンパクトな建設を心がけるべきです。

以上のことを踏まえつつ、病床規模385～430床、1床当り70～80㎡と幅を持たせて病院の建設規模を想定することとします。（あくまで、建替え適地等を検討するためのフレームとしての規模であり、今後、詳細な検討を踏まえて実際の面積等が定まるものです。）

最小で $385床 \times 70㎡ = 26,950㎡ \Rightarrow 約27,000㎡$ （病床数16%減、現状より延床面積は1,700㎡狭い）

$430床 \times 70㎡ = 30,100㎡$ （病床数6%減、現状より延床面積は1,400㎡広い）

385床×80㎡=30,800㎡（病床数16%減、現状より延床面積は2,100㎡広い）

最大で 430床×80㎡=34,400㎡（病床数6%減、現状より延床面積は5,700㎡広い）

規模として最小で約27,000㎡、最大で34,400㎡の床面積の建物が建てられて、少なくとも現在の駐車スペースを確保できることを念頭に建替えの適地を洗い出すこととなります。なお、便宜的に中間値として30,000㎡を設定します。（最大と最小の平均）

(2) 建替え適地の洗い出し

病院の建替えの検討にあたり、現在地で建替えるのか、移転をするのか、移転をするのであれば、移転場所はどこなのかを意思決定することが必要です。この意思決定ができていないと、次年度以降に行う予定の基本構想の検討が困難になります。

現地建替えと移転の場合のメリット、デメリットを以下のように想定してみました。

なお、現在地に建替えする場合、現在の病院を撤去したのちに、新病院を建設する（3年程度休診する）のではなく、新病院を建設したのちに、撤去することを想定して比較しています。

	現地建替え	移転
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな土地を取得しなくてもよい。 ・現在の診療圏を変えなくてもよい。 ・病児・院内保育施設の運営がスムーズ。 ・移転時の入院患者の移動距離が小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の病院を運営しながら新病院を建設できる。 ・建物設計の自由度が大きく、工事もしやすい。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・建物設計の自由度が移転と比べ小さい。 ・建設単価が移転と比べ増加する？ ・建替え期間中の病院運営に支障が生じる？ ・建替え期間中の患者サービスが提供できるか？ ・駐車場等に十分なスペースがさけない？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな土地を取得しなければならない。 ・現在地から離れた場所だと診療圏が変わる。 ・移転時に入院患者の移動距離が大きくなる ・病児・院内保育施設の運営に影響がでるか？（小児科医の巡回、職場から遠くなる、食事の提供等）。
<p>留意すべき事項 メリット、デメリットとまではしなかったものの、移転候補地を検討する場合、次の点に留意が必要</p> <p>○災害に強いのか、○交通の便、○門前薬局等の周辺施設の状況</p>		

さて、現地での建替えか移転建替えかという検討に入るわけですが、先に病院規模のフレームを幅を持たせて設定しましたが、まず、そもそも現在地にその規模の建物が建設できるのかどうかについて検討してみます。

先に、「敷地・建物の状況」に記載したように、現在の病院の建物敷地面積は、15,433㎡となっています。（所有10,663㎡、借地4,770㎡）

しかし、建物敷地に入れていない隣接地を昨年度から深夜勤務の看護師駐車場として取得（805㎡）し、所有していますので、実際、現在所有している土地および借入れをしている土地を合わせると16,238㎡となります。

現在の土地は都市計画法上、第一種住居地域にあり、建ぺい率60%、容積率200%と定められています。

土地の用途の関係から、容積率が200%なので、最大延べ床面積約32,400㎡の建物は建てられる計算になりますが、このままの状況ですと、実際は隣地への日影規制の関係など、建築する際には考慮すべき課題が多く生じることになります。

しかしながら、現地建替えをする場合には、隣接の私有地（約2,100㎡）について長期に借入れすることができる見通しとなっています。

この場合、敷地面積は、約18,300㎡となりますので、延べ床面積で36,600㎡までの建物建設が可能となります。これだと、上記に検討した想定規模の建物建設は可能だと考えられます。また、日影規制などの課題もクリアできそうです。

以上のことから、現在地での建替えについては、現状の病院施設があることから、設計上の一定の制約があることと、新たに私有地を借りる賃貸料およびその土地に現状で建っている家屋等の補償金が必要となることを考慮する必要がありますが、十分に可能であると考えられます。

以下、今後検討予定の事項

7 事業規模（金額）、事業手法等

(1) 概算建設費

(2) 事業手法の整理

(3) 事業スケジュール

(4) その他